

～危険ブロック塀の除却補助～

補助対象となるブロック塀は？

町道又は通学路^{※1}に面するブロック塀^{※2}

※1 通学路とは、

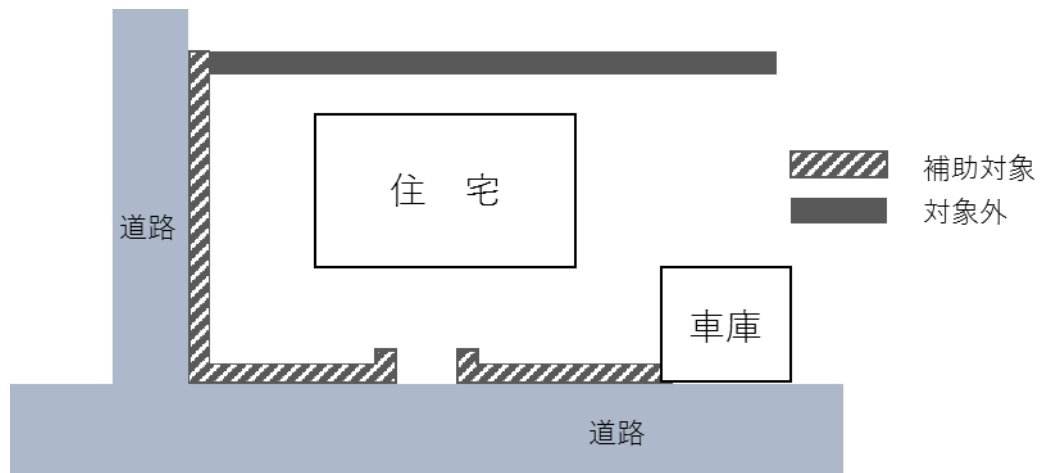
- ◎小・中学校、幼稚園、認定こども園又は保育園の敷地から1 km 以内の区域に存する道路
- ◎児童が通学のために通常使用する経路として学校長が定める道路

※2 ブロック塀とは、

- ◎コンクリートブロック造の塀及び門柱
- ◎石塀その他の組積造の塀及び門柱



【補助対象イメージ図】



補助要件は？ 以下のいずれかに該当するブロック塀

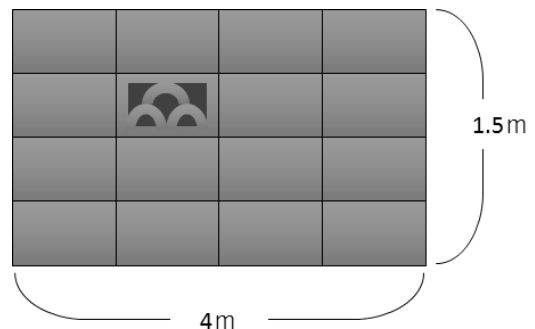
1. 建築基準法施行令にある基準を満たしていないブロック塀
2. 学童その他の通行人の安全を確保するために除却する必要があると町長が認めるブロック塀

補助金の額は？

撤去工事費[※]の1/2 (上限100,000円)

※撤去工事費は、撤去するブロック塀(道路面の面積に8,000円を乗じた額、もしくは実際の撤去工事費(道路面)のいずれか低い方の額

【ブロック塀の面積計算の例】

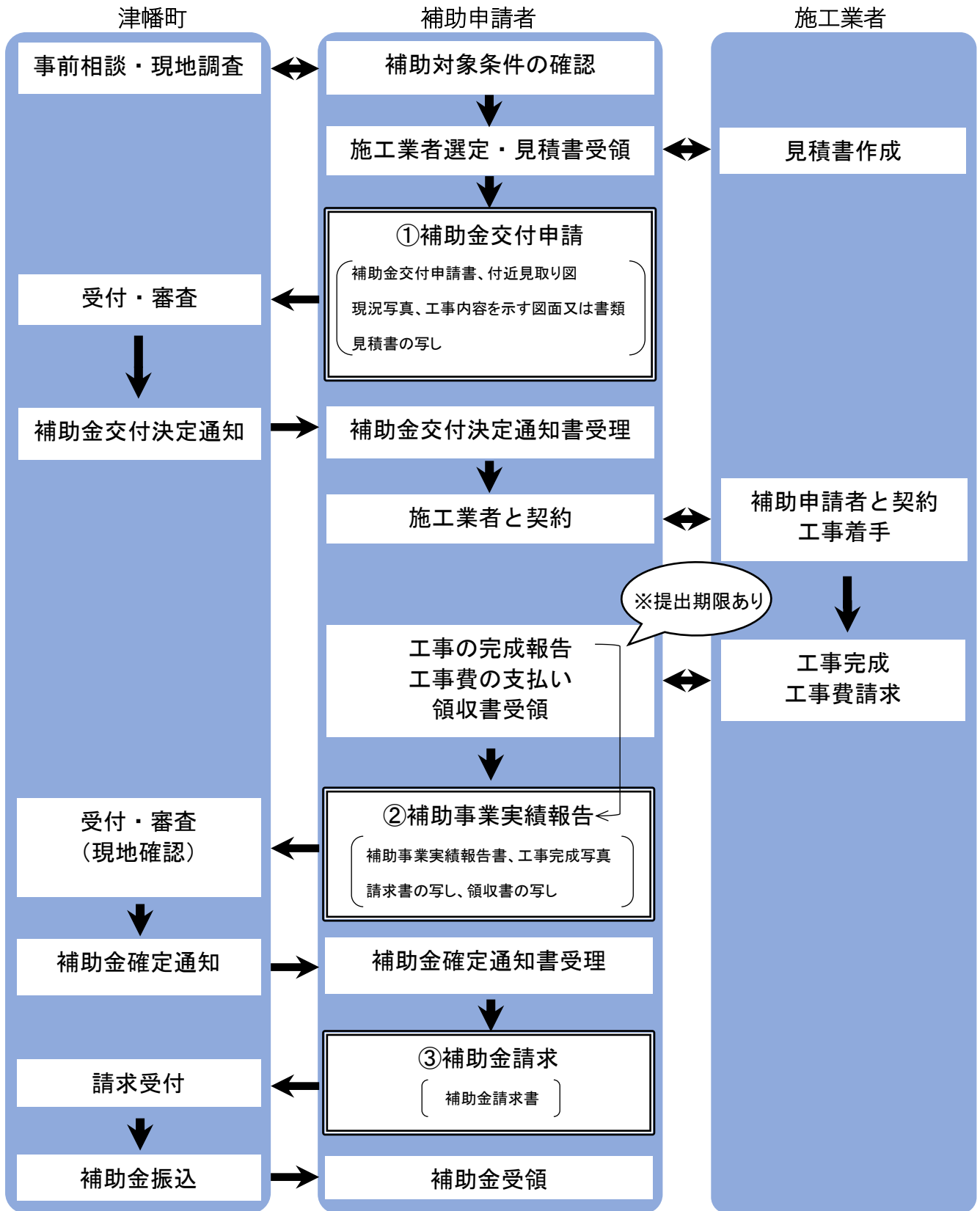


ブロック塀の面積は「延長×高さ」で計算します。
上の例では4m×1.5m=6㎡となります。

この補助制度をご利用される場合は、申請が事前に必要になりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先 津幡町産業建設部 都市建設課 TEL 076-288-6702

補助申請手続きの流れ



※提出期限: 工事完成の日から20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日

注意事項

以下の場合には補助金の交付を受けることができません。

- ◎補助金交付決定前に工事を始めた場合
- ◎過去に本要綱による補助金が交付された同一敷地である場合
- ◎土地、家屋の所有者に町税等の滞納がある場合